

佐賀県規則第15号

佐賀県首都圏事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県首都圏事務所管理規則（昭和56年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（職制） 第3条 略 2 前項に定める者のほか、事務所に九州国際重粒子線がん治療センター担当部長及び技術監を置くことができる。</p> <p>（職務） 第4条 略 2 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長は、上司の命を受けて所長が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p><u>3 ~ 5</u> 略</p> <p>（後関） 第5条 前条第3項第1号の規定により所長の職務を代行する副所長は、当該代行した事項のうち必要があると認められるものについては、事後速やかに所長の後関を受けなければならない。</p>	<p>（職制） 第3条 略 2 前項に定める者のほか、事務所に技術監を置くことができる。</p> <p>（職務） 第4条 略</p> <p><u>2 ~ 4</u> 略</p> <p>（後関） 第5条 前条第2項第1号の規定により所長の職務を代行する副所長は、当該代行した事項のうち必要があると認められるものについては、事後速やかに所長の後関を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。